

第1章 初期対応 ~震災から1カ月

第7節 船舶検査・測度登録・船員

第7節 船舶検査・登録測度・船員



津波により、多くの船舶が陸揚げや沈没という被害を受けたが、被災船舶の検査業務や漁業従事者である船員の雇用業務を担う太平洋沿岸部の運輸支局・海事事務所もまたすべて津波による被害を受け、業務を停止せざるを得なかった。

業務再開までの間、本局において業務を代行し、多くの特例措置等により緊急事態に対応した。

年月日	東北運輸局の対応等
平成23年3月14日	海事事務所の業務を本局にて代行開始。
平成23年3月14日	<p>「東北地方太平洋沖地震に伴う船舶検査等の取扱いについて」により、船舶検査等に係る規制の弾力的な運用を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶検査等の申請 FAXやメール等での申請、添付書類一部省略可 ・検査証書等の有効期間 H24.3.13までに満了する検査証を3ヵ月延長 ・定期的検査時等の処理 写真、電話等による現状確認により検査終了 ・検査中船舶等の取扱 他運輸局での受験手続に係る委嘱手続を実施
平成23年3月15日	「福島原発沖における船舶の航行について」（海事局事務連絡） 沿海区域を超えた航行を認める緊急避難措置を開始。
平成23年3月15日～	陸揚げされた船舶の状況調査を実施。（平成23年8月まで）
平成23年3月16日	<p>「東北地方太平洋沖地震に伴う海技免状及び船員法関係取扱について」により、被災地で救助・救援業務に就く船舶乗組員等に係る関係規定の弾力的な取扱を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許申請 試験合格後から申請までの有効期間を延長 ・海技免状等の有効期限 震災日以降の期限切れを更新講習受講で更新可 ・海技免状等の再交付 震災で流失した免状、免許証を無料で再交付 ・船舶職員乗組み基準 一時的に係留して被災者の入浴・宿泊等に用いる船舶への適用を緩和 ・雇入契約成立等の届出 事後届け可 ・船員手帳の交付 事後申請可
平成23年3月18日	船員の雇用保険失業給付の特例措置を開始。
平成23年3月18日	・「失業認定日」の取扱、給付手続き窓口、休業時・離職時の特例措置 海技士国家試験（宮古市：3月15日～）を、開催地被災のため、仙台市に変更して実施。
平成23年3月24日	被災船舶が受検可能な地域へ回航するための検査を実施。
平成23年3月25日	「東北地方太平洋沖地震に伴うがれき等の運搬について」（海事局事務連絡）により、特殊貨物船舶運送規則に基づく運輸局長の確認を省略する等、弾力的な運用を実施。
平成23年3月30日	気仙沼海事事務所が気仙沼魚市場屋上倉庫に連絡室を開設。業務を一部再開。
平成23年4月6日	石巻海事事務所が石巻合同庁舎3階に仮事務所を開設。業務を一部再開。
平成23年4月7日	気仙沼市にて船舶所有者を対象に「雇用保険・雇用調整助成金に関する説明会」を実施。宮城労働局・ハローワーク気仙沼と連携。

■船舶検査・船員免許等に係る特例措置

本省海事局から発出された「東北地方太平洋沖地震に伴う船舶検査等の取扱い（平成23年3月14日付事務連絡）」等を受け、震災を考慮した申請手続きの特例措置を実施し、規制の弾力的な運用を図った。

船舶検査受検中船舶等の取扱い

被災地において船舶検査受検中だった船舶等について、他の運輸局等で受検できることとし、東北運輸局が委嘱手続を行う旨、周知した。

震災時の船舶検査受検中船舶隻数（担当部局別）は、右表のとおりである。

八戸	6隻	宮古	4隻
気仙沼	19隻	石巻	5隻
小名浜	6隻	本局	2隻

船員法事務の特例措置

船員法に基づく、様々な事務についても次の特例措置を実施した。

- (ア) 雇入契約成立等の届出について、事後的手続きを認めた。
- (イ) 船員手帳の事後的交付申請を認めた。
- (ウ) 郵送による船員手帳再交付を認めた。

平成23年中の震災流失による再交付件数は右表のとおりである。

海技免状	254件
小型船舶操縦免許証	5428件
船員手帳	342件
衛生管理者適任証書	42件
救命艇手適任証書	3件
船舶料理士資格証明書	4件



津波で壊れたキオスク端末機
(福島運輸支局小名浜庁舎) H23.3.13



気仙沼海事事務所
連絡室 H23.3.30



岩手運輸支局（宮古庁舎）、気仙沼海事事務所、石巻海事事務所及び福島運輸支局（小名浜庁舎）の庁舎が被災し業務が停止したが、順次、仮事務所等を設置して船員職業安定業務等を再開した。

業務が再開するまでの間、被災支局・事務所にかわり本局において電話による求人紹介等を実施した。